

議会運営委員会日程

令和4年3月17日（木）

午前10時55分 502会議室

日程第1 追加議案について

- (1) 議案第56号 川崎市副市長の選任について
- (2) 議案第57号 川崎市教育委員会委員の任命について
- (3) 議案第58号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (4) 議案第59号 川崎市市民オンブズマンの選任について
- (5) 議案第60号 川崎市人権オンブズパーソンの選任について

日程第2 委員会提出議案について

- (1) 委員会提出議案第1号 川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 委員会提出議案第2号 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 動議について

- (1) 「議案第24号 令和4年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議

日程第4 意見書案及び決議案について

- (1) 意見書案第1号 ふるさと納税が本来の理念に基づいた制度となるよう改善を求める意見書
- (2) 意見書案第2号 緊急事態に関する国会審議を求める意見書
- (3) 意見書案第3号 インボイス制度の実施中止を求める意見書
- (4) 決議案第2号 特別自治市の早期実現に関する決議

日程第5 3月18日（金）の本会議の運営について

【別紙「3月18日（金）の本会議の議事要領」による】

日程第6 陳情の取扱いに関する在り方について

日程第7 その他

委員会提出議案第1号

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和4年3月11日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者 議会運営委員長 原 典 之

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

川崎市議会委員会条例（昭和31年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「及び臨海部国際戦略本部」を「、臨海部国際戦略本部及び危機管理本部」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（委員会開催の特例）

第13条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認める場合又は大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難であると認める場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会を開催することができる。

2 委員は、前項の場合において、オンラインによる方法により委員会に出席することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第15条第1項及び第29条の出席委員とする。

4 オンラインによる方法を活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条に次のただし書を加える。

ただし、第13条の2の規定によりオンラインによる方法を活用して開催する委員会は、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

常任委員会の所管について見直しを行うこと、委員会開催の特例を定めること等のため、この条例を制定するものである。

委員会提出議案第2号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和4年3月11日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者 議会運営委員長 原 典 之

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成20年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条中「とき」を「場合（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって出席したときを除く。）」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

オンラインによる方法により出席した委員に対する費用弁償を行わないこととするため、この条例を制定するものである。

「議案第24号 令和4年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議の提出について

上記の動議を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第15条の規定により提出いたします。

令和4年3月14日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	大 庭 裕 子
	〃	渡 辺 学
	〃	片 柳 進
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	赤 石 博 子
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎

「議案第24号 令和4年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議

「議案第24号 令和4年度川崎市一般会計予算」、「議案第25号 令和4年度川崎市競輪事業特別会計予算」、「議案第27号 令和4年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算」、「議案第31号 令和4年度川崎市介護保険事業特別会計予算」、「議案第32号 令和4年度川崎市港湾整備事業特別会計予算」、「議案第36号 令和4年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算」、「議案第39号 令和4年度川崎市下水道事業会計予算」、「議案第40号 令和4年度川崎市水道事業会計予算」について、市長は別紙要領により速やかに組替えをなし、再提出することを要求する。

(別 紙)

1 組替えを求める理由

昨年続く新型コロナウイルス感染症の拡大により、国民生活と経済は厳しい状況に陥っている。川崎市の新型コロナウイルス感染拡大の実態は深刻で、2月9日時点での新規感染者数は、1日当たり2,500人を超え、昨年、夏の第5波の3倍以上、病床使用率は66%、重症病床使用率も26%と1月30日時点の5.8%から急激に上昇した。死亡者数も急増しており、2月第4週に発表された数は19人と過去最多となった。医療提供体制の拡充が喫緊の課題であり、病床を増やし、医師、看護師を確保する財政支援が必要である。

新型コロナウイルス感染症による経済危機は、日本経済の主役が個人消費つまり家計消費であることを、改めて示した。大企業が利益や内部留保を増やしても、いくら株価が上昇しても、コロナ危機で個人消費が落ち込んだために、日本経済はリーマン・ショックを上回る大打撃を受けた。雇用をめぐる環境も厳しさを増しており、新型コロナウイルス感染症による解雇、雇い止めは厚生労働省が把握しているだけで現在12万8千人を超え、実態はさらに多いとみられる。中小企業や小規模事業者は消費税の2度にわたる増税で消費不況に陥っていたところに新型コロナウイルス感染症が大きなダメージを与え、十分な補償もないまま休業要請、時短営業による景気低迷で、三重四重の打撃を被っている。

日本の子どもの貧困率は13.5%、約7人に1人の子どもが「貧困ライン」を下回っている。また、母子家庭における平均年間就労収入は200万円で、母子家庭の母親を含む、非正規雇用の女性がより深刻な状況に陥っている。さらに、年金給付は来年度4月から0.4%の減額となる予定であるなど、社会保障制度は改悪され続けている。

川崎市においても、市内の雇用者数は2017年度の調査で77万9千人と5年間で約10万人増えているものの、非正規労働者が増大していることなどから、年収300万円未満は約3万2千人増えて、市内労働者の約43%に上り、一方で年収1,500万円以上は約2倍となっており、貧困と格差が広がっている。

こうした中、地方自治体には国の悪政から市民生活を守る防波堤の役割を果たすことが求められているが、新年度予算案は、市民の福祉や暮らし、市内中小企業への支援、雇用対策など極めて不十分なものとなっている。

その一方で、不要不急の大規模事業への予算は大幅に増えており、市民にとって必要のない臨港道路東扇島水江町線整備に約61億円、コンテナターミナル整備事業に約17億円、東扇島掘込部土地造成事業に約19億円など臨海

部に係るものとして約129億円といった多額の予算が計上されている。

我が党は、市民生活を支えるための緊急課題に絞って、次の組替えの基本方針及び内容により2022年度予算案の再提出を求めるものである。

2 組替えの基本方針

- (1) 新型コロナ対策として、現在、神奈川モデル協力医療機関として認定を受けている市内の医療機関に直接的な財政支援を行う。また、高齢者入所施設の介護現場では、直接的な身体接触が必要となる上、クラスターが発生しやすい状況があり感染を予防するためにも、入所者への定期的なPCR検査を行う。
- (2) 子育て世代の賃金・経済状況が悪化する中で、共働きをしなければ生活できない世帯が急増しており、保育園の利用申請率が就学前児童の約4割に上っているなど、かつてない勢いで保育園ニーズが高まっていることから認可保育園の緊急増設を行う。私立幼稚園の入園料について補助制度を創設する。小児医療費助成制度の通院の所得制限と一部負担金を撤廃し、中学生まで拡充する。一人ひとりの子どもに目が行き届き、学習・生活指導などあらゆる面から教育条件を改善する有効策として、少人数学級を小学4年生から中学3年生まで実現する。
- (3) 高齢者に増税・負担が集中している状況下で、介護保険料を第7期の額に戻す。安心して介護を受けられるよう、介護援助手当を復活、特別養護老人ホームを増設し、人材確保が困難な介護老人福祉施設等に職員の定着・確保を図るための支援を行う。敬老祝金・長寿夫妻記念品を復活する。削減した障害者支援施設等運営費の市単独定率加算を復活する。非課税世帯などの低所得の障がい者の医療費を無料にし、重度障害者等入院時食事代補助制度を復活する。
- (4) 貧困と格差が拡大している状況下で、国民健康保険料の年1万円減額、及び19歳未満の子どもの均等割りの免除、被保護世帯への上下水道料金の減免及び入浴援護事業の復活により、低所得世帯への生活応援を図る。とりわけ、「子どもの貧困」が深刻化する中で、小・中学校の自然教室の食事代補助、生活保護・就学援助世帯の入学祝金・修学旅行支度金・就学援助世帯への眼鏡支給・社会見学等の実費支給補助を復活するとともに、市立定時制高校の夜食代補助を復活する。
- (5) 中小企業活性化条例の施行にふさわしく、工場の家賃や機械リース代などの固定費補助制度創設で中小・零細企業者を直接下支えする。建設業の振興とともに経済波及効果が大きく、市民にも喜ばれる住宅リフォーム助成事業を創設する。雇用を巡る環境が厳しい中、こうした取組により雇用拡

大を図る。

- (6) 防災対策の第一の要である旧耐震基準の木造住宅の耐震化促進を図るため、助成対象件数を増やす。
- (7) 国際コンテナ戦略港湾関連や、臨海部の基盤整備等への投資、臨港道路東扇島水江町線及び羽田連絡道路など市民生活にとって必要性が示されない2本の橋の整備、高速川崎縦貫道路など、不要不急の大規模事業を中止・延期することで、一般会計の市債発行を抑制し、後年度負担の軽減を図る。

3 組替えの内容

不要不急の大規模事業の中止と基金からの借入れ、取崩しなどにより、後年度負担を軽減するとともに、約166億円を確保し、次の「(2)歳出予算の組替え」に掲げた施策を実施する。

(1) 歳入予算等の組替え

- ア 国際コンテナ戦略港湾関連事業（東扇島コンテナターミナル整備、川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度等）の中止（市債発行約6億5,000万円の抑制など：事業費約16億5,443万円）
- イ 東扇島掘込部土地造成事業の中止（事業費約18億8,355万円）
- ウ 臨港道路東扇島水江町線整備の推進事業の中止（一般財源約4億9,273万円、市債発行約47億5,300万円の抑制など：事業費約61億957万円）
- エ 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備の中止（臨海部活性化推進事業、国際戦略拠点地区整備推進事業）（一般財源約6億8,550万円、市債発行約2億7,600万円の抑制など：事業費約12億2,262万円）
- オ 羽田連絡道路整備事業の中止（一般財源約5,963万円、市債発行約8,600万円の抑制など：事業費約1億4,293万円）
- カ 高速川崎縦貫道路関連事業（川崎縦貫道路整備事業、高速川崎縦貫道路409号新設改築等）の中止（一般財源約1億2,922万円、市債発行約10億1,800万円の抑制など：事業費約11億7,297万円）
- キ 競輪施設等整備事業基金（約11.3億円）、競輪事業運営基金（約8.7億円）、港湾整備事業基金（約31.7億円）、土地開発基金（約9.5億円）、減債基金（約2652.4億円）等の当面使用する予定のない基金から借入れ、取崩し（約152億円）

(2) 歳出予算の組替え

- ア 神奈川モデル協力医療機関1カ所当たり約1億円の支援金支給
- イ 高齢者入所施設等の入所者に対する新型コロナウイルス感染症検査の実施

- ウ 介護保険料の基準月額保険料を第7期の額に減額
- エ 特別養護老人ホームの緊急増設
- オ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の人材確保のための補助
- カ 介護援助手当の復活
- キ 敬老祝金・長寿夫妻記念品の復活
- ク 障害者支援施設等運営費の市単独定率加算の復活
- ケ 障がい者で低所得1、2の方の医療費の無料化
- コ 重度障害者等の入院時食事代補助の復活
- サ 被保護世帯への上下水道料金の基本料金減免の復活
- シ 被保護世帯入浴援護事業の復活
- ス 国民健康保険料について、1世帯年額1万円減額
- セ 国民健康保険料について、19歳未満の子どもの均等割の免除
- ソ 小児医療費助成の通院の所得制限と一部負担金を撤廃し、中学生まで無料化
- タ 認可保育園の緊急増設
- チ 私立幼稚園の入園料の補助
- ツ 少人数学級を小学4年生から中学3年生まで実施
- テ 小・中学校の就学援助費の復活（生活保護世帯等への入学祝金・修学旅行支度金、眼鏡支給・社会見学費等）
- ト 小・中学校の自然教室の食事代補助の復活
- ナ 定時制高校夜食費の復活
- ニ 木造住宅の耐震補強工事への補助拡充
- ヌ 中小・零細企業への固定費（貸工場の家賃、機械のリース代等）の補助
- ネ 住宅リフォーム助成制度の創設

意見書案第1号

ふるさと納税が本来の理念に基づいた制度となるよう改善を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和4年3月14日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者 川崎市議会議員 青木 功 雄

” 岩 隈 千 尋

” 宗 田 裕 之

” かわの 忠 正

ふるさと納税が本来の理念に基づいた制度となるよう改善を求める意見書

多くの国民が地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税するが、その一方で、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思で納税できる制度として、平成20年度に創設された寄附金税制がふるさと納税である。

この制度は、納税者が自ら寄附先を選択することでその使われ方を考えるきっかけとなること、生まれ故郷や応援したい地域などの力になれること、自治体がそれぞれの魅力の発信を強め自治体間の競争が進むことにつながることを理念としている。

現在、一般的にふるさと納税と返礼品はセットと認識されているが、本来寄附金は反対給付を伴わないものであり、返礼品や節税を目当てとしたネット通販と化している状況は、本来の制度主旨や理念に反したものとなっている。

ふるさと納税により流出するのは、地方税の基幹税であり、地域社会の会費として位置付けられる個人住民税であるが、各自治体による過大な返礼品競争等により、返礼品や節税を目当てとした寄附が一層増加しており、本市においても、令和4年度におけるふるさと納税による減収額は97億円を見込み、平成27年度の決算額と比べると約50倍と、増加し続けており、もはや看過できない状況であり、本市の行政サービスの運営に深刻な影響を与えているため、この影響に対する財政措置が必要である。

また、特例控除額が現行の所得割額の2割という定率の上限のみでは、寄附金税額控除の上限額は所得に比例して高くなることから、返礼品との組み合わせにより、高所得者ほど大きな節税効果が生じているという課題もある。

さらに、ワンストップ特例制度は、所得税控除相当額を個人住民税から控除する仕組みとなっており、所得税と個人住民税双方を対象とすべきとされていた当初の仕組みが果たされていない状況にある。

よって、国におかれては、ふるさと納税の本来の制度主旨や理念を考え、過大な返礼品競争となっている現状を改善するとともに、自治体財政に与える影響を抑制するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 ふるさと納税制度による減収分に対する財政措置を講ずること。
- 2 特例控除額に定額の上限を設けること。
- 3 ワンストップ特例制度の適用の際も所得税控除相当額は所得税から控除すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

意見書案第2号

緊急事態に関する国会審議を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和4年3月14日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者 川崎市議会議員 青木 功 雄

〃 矢 沢 孝 雄

〃 本 間 賢次郎

〃 かわの 忠 正

〃 浜 田 昌 利

〃 田 村 伸一郎

緊急事態に関する国会審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は多くの企業の経営に深刻な影響を与え、日本経済に大きな打撃を与えるだけでなく、感染者の急激な増加により、医療従事者や病床が不足するなど、医療提供体制の崩壊の危機を招くという事態が発生した。

また、近年は毎年のように集中的な豪雨等による河川の氾濫被害が生じており、本市においても、令和元年東日本台風によって甚大な浸水被害が生じている。

さらに、今後30年以内に高い確率で首都直下地震や南海トラフ地震の発生が予想されている中で、東日本大震災においては道路を塞ぐ震災瓦礫等の撤去が思うように進まず支援物資の輸送に遅れが発生するとともに、燃料不足を背景とした医薬品等の搬送の遅れや長期間のライフラインの停止による病院等機能の停止を要因とする震災関連死が発生するなど、被災地方自治体の行政機能の停止が復旧活動に大きな影響を及ぼした。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることであり、これら緊急事態に強い社会をつくることは、国全体にとって喫緊の課題である。

よって国におかれては、緊急事態に対応できる国づくりに向け、緊急時における憲法のあり方や、関連法規の見直しによる平時から緊急時のルールの変更等について、国会における建設的かつ広範な議論を行うとともに、広く国民的な議論を喚起する取組を進めるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
法務大臣

意見書案第3号

インボイス制度の実施中止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和4年3月14日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	大 庭 裕 子
	〃	渡 辺 学
	〃	片 柳 進
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	赤 石 博 子
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎

インボイス制度の実施中止を求める意見書

度重なる消費税の増税により、長期にわたる消費不況が続いてきた中、新型コロナウイルス感染症による影響が、日本経済、取り分け中小企業・小規模事業者を深刻な状況に追い込んでいます。

民間調査会社の調査によれば、令和4年1月に感染症の影響から倒産した神奈川県内の事業者は、前月の8件から倍増の16件を記録し、令和2年3月以降における月間最多を更新するとともに、累計においても東京都、大阪府に次いで全国3番目となる169件に達しており、同調査によれば、地域別では最多の横浜市の7件に次ぎ、本市も4件を数えるなど厳しい状況が続いている。

こうした状況下、令和5年10月1日に、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除方式として適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が実施されることとなっており、昨年10月からは適格請求書発行事業者の登録申請が開始された。

消費税の仕入税額控除の適用に当たっては、登録事業者が発行する適格請求書が必要となる場合があるため、未登録の事業者は取引を避けられかねず、一方で、登録事業者になると、売上高にかかわらず納税義務が発生することとなり、登録の有無にかかわらず、中小企業・小規模事業者の負担が増加するという深刻な問題がある。

また、中小企業・小規模事業者は仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況にあり、同制度の導入を契機とした廃業の増加や、複雑な納税事務を回避するため免税事業者にとどまる事業者の成長意欲の低下を招くなど、長引くコロナ禍によって打撃を受けている事業者に追い打ちをかけることになり、地域経済の衰退に拍車をかけてしまう。

よって国におかれては、中小企業・小規模事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のため、インボイス制度の実施を中止することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

決議案第2号

特別自治市の早期実現に関する決議案の提出について

上記の決議案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和4年3月14日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者 川崎市議会議員 青木 功 雄

〃 岩 隈 千 尋

〃 かわの 忠 正

特別自治市の早期実現に関する決議

現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから65年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、大都市がその潜在能力を十分に発揮できるような制度になっておらず、153万市民を擁する川崎市が、首都圏域における大都市としての役割を果たすためには、抜本的な改革が必要である。

本市では、これまでに、平成22年に、地方分権の推進に関する方針を策定し、新たな大都市制度の創設について位置づけるとともに、平成25年には、特別自治市制度の基本的な考え方を、平成29年には、特別自治市制度の創設に向けた考え方も含めた、新たな地方分権改革の推進に関する方針を策定し、令和4年2月には、同方針を改訂し、現在本市が目指している大都市制度の方向性を今後、市民等へ周知していくとしている。

また、令和3年11月には、指定都市市長会の多様な大都市制度実現プロジェクトが、特別自治市制度の実現に向けての機運醸成などを盛り込んだ最終報告をまとめ、全国市議会議長会指定都市協議会においても、多様な大都市制度の早期実現について国等に要望を行っているが、その一方で、神奈川県においては当該制度の実現に懸念を示している。

これまでも本市議会においては、平成23年12月15日に、大都市が地域の特性や実情に合わせ、自主的かつ自立的な行財政運営を多様な仕組みで行うことを可能とする新たな大都市制度の創設を求める意見書を議決するとともに、令和3年6月17日には、特別自治市制度の早期実現等を求める意見書を議決し、特別自治市の法制化に向けた議論の加速、道府県から指定都市への税財源等の移譲について国に強く求めてきた。

よって、本市議会は、特別自治市制度の実現に不可欠な市民等の理解の促進に取り組むとともに、本市を取り巻く各方面において大都市制度改革の議論が盛んになっている今、改めて、国等において、速やかに特別自治市の制度化に向けた議論を始めるなど、特別自治市の早期実現に向けた取組を加速させることを強く求めるものである。

以上、決議する。

年 月 日

川崎市議会

3月18日（金）の本会議の議事要領

1

日程第1	令和4年度施政方針	} 一括上程
日程第2	一般議案 32件	
日程第3	当初予算等 20件	
日程第4	報告 1件	
日程第5	請願 2件	

- (1) 委員長報告（日程第2、第5の各案件）
総務、文教、健康福祉、まちづくり、環境委員長の順
（予算審査特別委員会の委員長報告は省略）
～ 委員長報告に対する質疑 ～
- (2) 「議案第24号 令和4年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議
[提案説明、代表質疑]
- (3) 討 論（日程第2、第3、第5の各案件、予算組替えを求める動議）
[日程第1の令和4年度施政方針、日程第4の報告に対する意見などがあれば併せて行う。発言は、今議会の発言順]
- (4) 採 決
 - ① 「議案第24号 令和4年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議を起立により採決
 - ② 日程第2の議案32件中、次の議案5件を除いた27件を起立により一括採決
議案第2号 川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号 川崎市等々力緑地の球技場等の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について
議案第14号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
 - ③ 除いた議案第2号、第3号、第4号、第11号及び第14号の5件を起立により一括採決
 - ④ 日程第3の当初予算等20件中、次の10件を除いた10件を起立により一括採決
議案第24号 令和4年度川崎市一般会計予算
議案第25号 令和4年度川崎市競輪事業特別会計予算
議案第27号 令和4年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
議案第29号 令和4年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第31号 令和4年度川崎市介護保険事業特別会計予算
議案第32号 令和4年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
議案第36号 令和4年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
議案第39号 令和4年度川崎市下水道事業会計予算
議案第40号 令和4年度川崎市水道事業会計予算
議案第42号 令和4年度川崎市自動車運送事業会計予算
 - ⑤ 除いた議案10件中、議案第24号を起立により採決
 - ⑥ 除いた議案第25号、第27号、第29号、第31号、第32号、第36号、第39号、第40号及び第42号の9件を起立により一括採決

- ⑦ 日程第5の請願2件中、請願第27号を起立により採決
請願第27号 川崎市独自の少人数学級推進を求める請願
- ⑧ 請願第28号を起立により採決
請願第28号 JFEスチール京浜地区の高炉休止に伴い雇用を失う労働者への早期の再就職
支援、関連下請け企業と地域社会への支援を求める請願

2

日程第6

議案第55号 川崎市教育委員会の教育長の任命について
〔上程、参考人招致（所信表明）、代表質疑（意見等含む。）の後、直ちに起立により採決〕

3

日程第7

議案第56号 川崎市副市長の選任について
〔上程、提案説明、代表質疑（意見等含む。）の後、直ちに起立により採決〕

4

日程第8

議案第57号 川崎市教育委員会委員の任命について
〔上程、提案説明、代表質疑（意見等含む。）の後、直ちに起立により採決〕

5

日程第9

議案第58号 人権擁護委員の候補者の推薦について
〔上程、提案説明、代表質疑（意見等含む。）の後、直ちに起立により採決〕

6

日程第10

議案第59号 川崎市市民オンブズマンの選任について
〔上程、提案説明、代表質疑（意見等含む。）の後、直ちに起立により採決〕

7

日程第11

議案第60号 川崎市人権オンブズパーソンを選任について
〔上程、提案説明、代表質疑（意見等含む。）の後、直ちに起立により採決〕

8

日程第12

委員会提出議案第1号 川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
委員会提出議案第2号 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条
例の一部を改正する条例の制定について
〔一括上程、提案説明・質疑・討論を省略し、直ちに起立により一括採決〕

9

日程第13

意見書案第1号 ふるさと納税が本来の理念に基づいた制度となるよう改善を求める意見書
〔上程、書記朗読等を省略し、直ちに起立により採決〕

意見書案第2号 緊急事態に関する国会審議を求める意見書
〔上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに起立により採決〕

意見書案第3号 インボイス制度の実施中止を求める意見書
[上程、提案説明、代表質疑(討論)の後、直ちに起立により採決]

決議案第2号 特別自治市の早期実現に関する決議
[上程、提案説明、代表質疑(討論)の後、直ちに起立により採決]

10

日程第14 常任委員会委員の改選について
[「常任委員会委員名簿一覧表」のとおり議長が指名]

11

日程第15 議会運営委員会委員の選任について
[議長の指名により選任]

12

日程第16 大都市税財政制度調査特別委員会委員の選任について
[議長の指名により選任]

13

日程第17 請願・陳情
[「請願陳情文書表(その2)」により各常任委員会へ付託の上、議会閉会中の継続審査を議決]

14

日程第18 閉会中の継続審査及び調査について
[「閉会中の継続審査及び調査の申し出一覧表」のとおり決することを議決]

*慣例により市長の挨拶

令和4年第2回川崎市議会定例会
議事日程第6号

令和4年3月18日(金)
午前10時開議

第 1

令和4年度施政方針

第 2

- 議案第 2号 川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5号 川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7号 川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号 川崎市等々力緑地の球技場等の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について
議案第12号 川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号 川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号 川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号 川崎市行政不服審査会委員の選任について
議案第17号 包括外部監査契約の締結について
議案第18号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第19号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について
議案第20号 市道路線の認定及び廃止について
議案第21号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
議案第22号 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
議案第23号 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
議案第44号 令和3年度川崎市一般会計補正予算
議案第45号 令和3年度川崎市競輪事業特別会計補正予算
議案第46号 令和3年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算
議案第47号 令和3年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第48号 令和3年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第49号 令和3年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
議案第50号 令和3年度川崎市下水道事業会計補正予算
議案第51号 川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第52号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第53号 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

第 3

- 議案第24号 令和4年度川崎市一般会計予算
議案第25号 令和4年度川崎市競輪事業特別会計予算

議案第 26 号 令和 4 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
 議案第 27 号 令和 4 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
 議案第 28 号 令和 4 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
 議案第 29 号 令和 4 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
 議案第 30 号 令和 4 年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
 議案第 31 号 令和 4 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
 議案第 32 号 令和 4 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
 議案第 33 号 令和 4 年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
 議案第 34 号 令和 4 年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
 議案第 35 号 令和 4 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
 議案第 36 号 令和 4 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
 議案第 37 号 令和 4 年度川崎市公債管理特別会計予算
 議案第 38 号 令和 4 年度川崎市病院事業会計予算
 議案第 39 号 令和 4 年度川崎市下水道事業会計予算
 議案第 40 号 令和 4 年度川崎市水道事業会計予算
 議案第 41 号 令和 4 年度川崎市工業用水道事業会計予算
 議案第 42 号 令和 4 年度川崎市自動車運送事業会計予算
 議案第 54 号 令和 4 年度川崎市一般会計補正予算

第 4

報告第 1 号 地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

第 5

請願第 27 号 川崎市独自の少人数学級推進を求める請願
 請願第 28 号 J F E スチール京浜地区の高炉休止に伴い雇用を失う労働者への早期の再就職支援、
 関連下請け企業と地域社会への支援を求める請願

第 6

議案第 55 号 川崎市教育委員会の教育長の任命について

第 7

議案第 56 号 川崎市副市長の選任について

第 8

議案第 57 号 川崎市教育委員会委員の任命について

第 9

議案第 58 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第 10

議案第 59 号 川崎市市民オンブズマンの選任について

第 11

議案第 60 号 川崎市人権オンブズパーソンの選任について

第 12

委員会提出議案第 1 号 川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 委員会提出議案第 2 号 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例
 の一部を改正する条例の制定について

第 13

意見書案第 1 号 ふるさと納税が本来の理念に基づいた制度となるよう改善を求める意見書

意見書案第 2 号 緊急事態に関する国会審議を求める意見書
意見書案第 3 号 インボイス制度の実施中止を求める意見書
決議案第 2 号 特別自治市の早期実現に関する決議

第 1 4

常任委員会委員の改選について

第 1 5

議会運営委員会委員の選任について

第 1 6

大都市税財政制度調査特別委員会委員の選任について

第 1 7

請願・陳情

第 1 8

閉会中の継続審査及び調査について

令和4年3月14日

川崎市議会議長

橋本 勝 様

総務委員長

齋藤 伸 志

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第 2号 川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 3号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
(総務企画局に関する部分) (原案可決)
- 議案第 4号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 5号 川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第16号 川崎市行政不服審査会委員の選任について
(同 意)
- 議案第17号 包括外部監査契約の締結について
(原案可決)
- 議案第18号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
(同 意)
- 議案第44号 令和3年度川崎市一般会計補正予算
(原案可決)

議案第 4 5 号 令和 3 年度川崎市競輪事業特別会計補正予算

(原案可決)

議案第 4 6 号 令和 3 年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算

(原案可決)

議案第 5 1 号 川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

(原案可決)

令和4年3月11日

川崎市議会議長

橋本 勝 様

文教委員長

矢沢 孝 雄

文教委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第19号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について
(原案可決)

議案第21号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
(原案可決)

議案第22号 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
(原案可決)

議案第23号 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
(原案可決)

令和4年3月11日

川崎市議会議長

橋本 勝 様

健康福祉委員長

春 孝 明

健康福祉委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 3号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
（健康福祉局に関する部分） （原案可決）

議案第 7号 川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例の一部を改正する条例の
制定について （原案可決）

議案第 8号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第15号 川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第47号 令和3年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
（原案可決）

議案第52号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第53号 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条
例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

令和4年3月11日

川崎市議会議長

橋本 勝 様

まちづくり委員長

露 木 明 美

まちづくり委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第 9号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について （原案可決）
- 議案第10号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について （原案可決）
- 議案第11号 川崎市等々力緑地の球技場等の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について （原案可決）
- 議案第12号 川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について （原案可決）
- 議案第13号 川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について （原案可決）
- 議案第14号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について （原案可決）
- 議案第20号 市道路線の認定及び廃止について （原案可決）
- 議案第49号 令和3年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算 （原案可決）

令和4年3月11日

川崎市議会議長

橋本 勝 様

環境委員長

勝又 光 江

環境委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 6 号 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第 4 8 号 令和3年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算 (原案可決)

議案第 5 0 号 令和3年度川崎市下水道事業会計補正予算 (原案可決)

令和4年3月10日

川崎市議会議長

橋本 勝 様

予算審査特別委員長

川島 雅 裕

予算審査特別委員会審査報告書（議案）

本委員会は、令和4年3月1日に付託された下記の議案を審査の結果、「結論は本会議に譲る」ことに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第24号 令和4年度川崎市一般会計予算
- 議案第25号 令和4年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 議案第26号 令和4年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 議案第27号 令和4年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第28号 令和4年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第29号 令和4年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第30号 令和4年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 議案第31号 令和4年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 議案第32号 令和4年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 議案第33号 令和4年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 議案第34号 令和4年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 議案第35号 令和4年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 議案第36号 令和4年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 議案第37号 令和4年度川崎市公債管理特別会計予算
- 議案第38号 令和4年度川崎市病院事業会計予算
- 議案第39号 令和4年度川崎市下水道事業会計予算
- 議案第40号 令和4年度川崎市水道事業会計予算
- 議案第41号 令和4年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第42号 令和4年度川崎市自動車運送事業会計予算
- 議案第54号 令和4年度川崎市一般会計補正予算

令和4年3月14日

川崎市議会議長

橋本 勝 様

総務委員長

齋藤 伸 志

総務委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第28号 JFEスチール京浜地区の高炉休止に伴い雇用を失う労働者への早期の再就職支援、関連下請け企業と地域社会への支援を求める請願
(不採択)

令和4年3月11日

川崎市議会議長

橋本 勝 様

文教委員長

矢沢 孝 雄

文教委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第27号 川崎市独自の少人数学級推進を求める請願

（不採択）

代表討論通告書

令和4年3月16日

川崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党

討論者氏名 大庭 裕子

時 間 28分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	議案第2号~4号、議案第11号、議案第14号、
	議案第24号~25号、議案第27号、議案第29号、
	議案第31号~32号、議案第36号、議案第39~40号、
	議案第42号
賛 成 討 論	議案第5号、議案第44号、議案第54号
	請願第27号、請願第28号
報 告	
施政方針	



常任委員会委員名簿一覧表

令和4年4月1日

	委	員	名	(議席順)
総務委員会 [13人]	市古次郎	春孝明	川島雅裕	各務雅彦
	本間賢次郎	後藤真左美	宗田裕之	押本吉司
	木庭理香子	岩隈千尋	沼沢和明	浅野文直
	嶋崎嘉夫			
文教委員会 [12人]	添田勝	平山浩二	加藤孝明	片柳進
	月本琢也	田村京三	末永直	露木明美
	山崎直史	大庭裕子	花輪孝一	大島明
健康福祉委員会 [12人]	大西いづみ	三宅隆介	浦田大輔	吉沢直美
	林敏夫	矢沢孝雄	渡辺学	堀添健
	田村伸一郎	勝又光江	松原成文	石田康博
まちづくり委員会 [12人]	秋田恵	松川正二郎	山田瑛理	鈴木朋子
	赤石博子	浜田昌利	野田雅之	青木功雄
	橋本勝	井口真美	織田勝久	山田晴彦
環境委員会 [11人]	重富達也	上原正裕	小堀祥子	吉沢章子
	河野ゆかり	斎藤伸志	かわの忠正	原典之
	石川建二	飯塚正良	雨笠裕治	

議 会 運 営 委 員 会 委 員 名 簿

令和4年3月18日

委員名(議席順)	会 派 名
○ 矢 沢 孝 雄 野 田 雅 之 ○ 原 典 之 ○ 青 木 功 雄	自 民 党
○ 木 庭 理 香 子 ○ 堀 添 健 ○ 岩 隈 千 尋	み ら い
渡 辺 学 ○ 宗 田 裕 之 ○ 大 庭 裕 子	共 産 党
○ 田 村 伸 一 郎 ○ 浜 田 昌 利 ○ か わ の 忠 正	公 明 党

○は引き続き在任

大都市税財政制度調査特別委員会委員名簿

令和4年3月18日

委員名(議席順)	会 派 名
<p>○ 山 田 瑛 理</p> <p>○ 上 原 正 裕</p> <p>○ 吉 沢 直 美</p> <p>○ 原 典 之</p>	<p>自 民 党</p>
<p>○ 田 村 京 三</p> <p>鈴 木 朋 子</p> <p>○ 露 木 明 美</p>	<p>み ら い</p>
<p>市 古 次 郎</p> <p>○ 後 藤 真 左 美</p> <p>勝 又 光 江</p>	<p>共 産 党</p>
<p>○ 浦 田 大 輔</p> <p>○ 平 山 浩 二</p> <p>○ 田 村 伸 一 郎</p>	<p>公 明 党</p>

○は引き続き在任

閉会中の継続審査及び調査申し出一覧表

令和4年3月18日

<p>《 総務委員会 》 陳情第86号、108号 総務企画局、財政局、経済労働局、臨海部国際戦略本部及びその他の行政について</p>
<p>《 文教委員会 》 請願第2号、21号 陳情第95号 市民文化局、こども未来局及び教育委員会の行政について</p>
<p>《 健康福祉委員会 》 請願第19号 陳情第7号、12号、33号、40号、42号、79号、88号、111号 健康福祉局、病院局及び消防局の行政について</p>
<p>《 まちづくり委員会 》 請願第3号、6号、11号、12号 陳情第5号、41号、47号、62号、66号、113号 まちづくり局及び建設緑政局の行政について</p>
<p>《 環境委員会 》 請願第11号 陳情第34号、57号 環境局、港湾局、上下水道局及び交通局の行政について</p>
<p>《 議会運営委員会 》 議会の運営に関する事項 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 議長の諮問に関する事項</p>

陳情の取扱いに対する各会派の見解の要旨

令和4年2月8日現在

各 会 派 の 意 見	
自 民 党	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他都市における陳情審査の取扱いの状況を踏まえて団で検討したが、横浜市のように委員会で陳情を審査していない都市もある。 ・ 今回の議論のきっかけとなった陳情第97号（会議録の削除）及び陳情第108号（辞職勧告決議）の2つの陳情については、常任委員会で審査するのはなじまないと考える。 ・ 本市では、陳情も請願と同じように取り扱ってきたが、昔と違い、メールや電話等で議員へのアクセスがしやすい環境となった。また、一人でも議員が署名をすれば請願として委員会で審査し、本会議で取扱うことができる。時代が変わったのであれば、他都市と同様に請願の権利を保障した上で、陳情の取扱いを変更すべきである。 ・ この他にも、市外から郵送で提出されたものであっても、特定の場所の陳情については、委員会で現地視察を行うことになるが、現地視察は人や時間など多くのコストがかかっていることから、現地視察の在り方についても今後議論していきたい。
み ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の2つの議員に関係する陳情は、委員会付託するのはなじまないと考える。 ・ 他都市の付託しない陳情の取扱いを見ると、「議会に直接関係する内容のもの」とあるが、議会活動では広範であるため、「議員活動に直接関係する内容のもの」とし、対象を明確化した上で、手引きに新たに追加したい。 ・ 本市では、伝統的に陳情の取扱いは、委員会付託して丁寧に議論してきた。 ・ 自民党の提案のとおり、全ての陳情について現地視察に行く必要があるのかは、今後協議し、他の手段を用いる等の工夫はできると考える。 ・ 請願は議員の署名が必要で提出のハードルが高いため、弾力的な運用ができるように、市民から幅広く意見を聴取できる陳情は必要であると考えており、今後も陳情の取扱いは丁寧に対応すべきである。

<p>共 産 党</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願は法律で規定されているが、陳情は会議規則等で議長が請願書の例により処理するものとなっている。 ・ 陳情審査の取扱いについて、他都市と異なるところはあるが、本市ではこれまで丁寧に対応してきており、良い伝統であると考え。また、本市は既に付託しない項目が多く規定されている。 ・ 他都市では「議会に直接関係する内容のもの」とあり、議会の自律権に関することとの説明であるが、内容が漠然としており、拡大解釈の恐れがある。 ・ 今回の2つの陳情は、議会が判断するもので委員会審査はなじまないと考え。 ・ 審査になじまないと思われる陳情については、新たな規定に当てはめて一律に判断するのではなく、議長と議会局で検討した上で、既にある規定で議長が判断し、判断理由を提出者に説明すべきである。 ・ 自民党の提案のとおり、議員へのアクセスはしやすくなったが、請願は提出のハードルが高いと考えるため、陳情を請願と同様に取り扱うべきである。
<p>公 明 党</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他都市の陳情審査の取扱いを踏まえ、団で協議したところ、本市になく他都市にある規定を参考に12項目の意見があったが、更に議論して3項目まで絞り、①陳情の内容が単なる事実の報告又は苦情であるものなど、その性質上委員会における審査になじまないもの、②郵送により提出されたもの、③代表者が市外のもの、この3項目を付託しない陳情の取扱いに加えたい。 ・ 陳情と請願の取扱いについて差を付けることは理解するため、議員が提出者本人から意見を聞くのは大事である。 ・ 現地視察を行っている陳情について、ローカルな内容でも、委員会として委員全員で現地に行き、理事者から説明を受けている状況であり、他の事案との整合性を考える必要があると考える。

議会運営の手引き新旧対照表（案）

【事務分掌条例の一部改正に関する部分】

改正案	現 行
<p>第3節 決算審査特別委員会 （略）</p> <p>191 決算審査特別委員会の分科会は、次の実施要領により行う。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">決算審査特別委員会分科会実施要領</p> <p>（略）</p> <p>4 分科会における審査は所管局ごとに行い、局別審査の順番、おおむねの開催時間は、次のとおりとする。</p> <p>（1）総務分科会</p> <p style="padding-left: 20px;">1日目 10時～12時（<u>総務企画局、危機管理本部</u>） 13時～15時（経済労働局）</p> <p style="padding-left: 20px;">4日目 10時～12時（財政局） 13時～15時（臨海部国際戦略本部その他）</p> <p>（略）</p>	<p>第3節 決算審査特別委員会 （略）</p> <p>191 決算審査特別委員会の分科会は、次の実施要領により行う。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">決算審査特別委員会分科会実施要領</p> <p>（略）</p> <p>4 分科会における審査は所管局ごとに行い、局別審査の順番、おおむねの開催時間は、次のとおりとする。</p> <p>（1）総務分科会</p> <p style="padding-left: 20px;">1日目 10時～12時（<u>総務企画局</u>） 13時～15時（経済労働局）</p> <p style="padding-left: 20px;">4日目 10時～12時（財政局） 13時～15時（臨海部国際戦略本部その他）</p> <p>（略）</p>

川崎市議会オンライン会議に関する実施要領（案）

委員会条例第13条の2に規定するオンラインによる方法を活用した委員会をはじめ、本市議会においてオンラインによる方法を活用して会議を開催するに当たり、以下のとおり定めるものである。

1 実施対象

常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（全議員等で構成される会議を除く）、協議等の場（全議員等で構成される会議を除く）、団長会議、その他議会運営委員会又は団長会議で設置を決定した会議において、オンラインによる方法を活用した会議を開催することができる。

なお、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会）以外の会議への本実施要領の適用に当たっては、以下、「委員会」は「各会議の名称」に、「委員長」は「各会議の主催者」に、「委員」は「各会議の出席者」に読み替えるなど、それぞれ委員会に準じて取扱うこととする。

2 開催に当たっての基本的な事項

(1) 委員会条例第13条の2に規定する「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延防止のために必要がある」場合は、次の場合とする。

ア 川崎市内の区域を含む地域を対象として、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置等が発令されている場合。

イ 上記アの規定にかかわらず、委員又はその同居する家族が、次の項目に該当する場合。

(ア) PCR等検査の結果が陽性であり、感染が認められた場合

(イ) 保健所又は医療機関から濃厚接触者と特定され、PCR等検査を受ける場合

(ウ) 医師から感染の疑いがあると診断され、PCR等検査を受ける場合

(エ) PCR等検査の結果が陰性であり、結果が出たときから保健所等の指定する自宅待機期間の末日までの期間にある場合

ウ その他新型コロナウイルス感染症以外の感染症であって、上記アと同等以上の警戒体制を要する場合。

(2) (1)に定める場合において、オンラインによる方法による委員会への出席を希望するに当たっては、委員は、次の点に十分留意するものとする。

ア 委員自身が陽性の診断を受けた場合、又は陽性の診断はないものの、発熱、咽頭痛、倦怠感等の症状が見られる場合においては、自身の回復が最優先のため、療養に専念すること。

イ 委員の同居者が陽性の診断を受けた場合、又は陽性の診断はないものの、発熱、咽頭痛、倦怠感等の症状が見られるなど支援を要する場合においては、委員は、当該同居者の回復及び感染症のまん延防止を図るために必要な生活支援等に専念すること。

(3) 委員会条例第13条の2に規定する「大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難である」場合における「大規模な災害」は、次の場合とする。

ア 川崎市災害対策本部が設置される大規模災害が発生した場合。

イ 次のような災害が生じた場合。

(ア) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。

(イ) 大雨、局地的集中豪雨等により、甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(ウ) 上記のほか、大規模な事故等大きな被害が発生したとき。

(4) 「委員会を招集する場所に参集することが困難」であることの認定については、委員長が行う。

(5) オンラインによる方法により出席した委員（以下、「オンライン出席委員」という）の本人確認については、映像及び音声をもって行う。

(6) WEB会議システム「Webex Meetings」を用いることとし、オンラインによる方法により出席する委員は、自身の端末に同システムのアプリケーションをインストールしておくものとする。

(7) オンライン会議の開催に当たっては、議会局がオンライン会議の主催者となり、原則、オンライン出席委員の指定するメールアドレス宛てに招待メールを送信し、オンライン出席委員が、受信した招待メールの文中の「会議に参加する」アイコンをクリック又はタップして会議に参加する手段により通信する。

3 オンラインによる方法による出席の申請と承認

(1) オンラインによる方法を活用した委員会への出席を希望する委員は、原則として委員会開催日の前日（その日が市の休日に当たるときは、その日前において最も近い市の休日でない日）の午後1時までに、所定の様式又は電子メールの本文等に必要事項を記載する方法で議会局に提出する。

なお、電子メールを用いて申請を行う場合は、議会局庶務課組織メールアドレス（98syomu@city.kawasaki.jp）及び議事課組織メールアドレス（98gizi@city.kawasaki.jp）双方を宛先として送信する。

(2) 委員長は、委員会を招集する場所への参集が困難であると認めるときは、当該委員がオンラインによる方法により委員会に出席することを許可する。

(3) 委員長は、オンラインによる方法により出席する委員がいる場合は、委員会冒頭において、「委員会条例第13条の2の規定に基づき、〇〇委員からオン

ラインによる方法による委員会への出席の申出がありましたので、これを許可いたしました。」と宣告する。

4 表決の方法等

- (1) 委員長は、挙手による表決を行う場合、オンライン出席委員及び会議の開催場所にいる委員に対して、同時に表決を行う。
- (2) 委員長は、問題について異議の有無を諮るときは、オンライン出席委員並びに会議の開催場所にいる委員に対して、同時に行う。
- (3) オンライン出席委員は、通信環境等の悪化により、委員本人の映像又は音声のいずれか一方でも確認できないときは、表決に加わることができない。
- (4) 投票による表決は、オンラインによる方法を活用した委員会においては行うことができない。
- (5) オンラインによる方法を活用した委員会における選挙は、指名推選の方法で行う場合のみ、行うことができる。

5 委員長の権限等

- (1) 委員長の議事整理権及び秩序保持権は、オンライン出席委員に対しても及ぶ。
- (2) 委員長は、オンライン出席委員に対して、委員会条例に基づき発言の禁止又は退場の措置を行う場合は、音声の送受信の停止又は通信回線の遮断を行うことができる。
- (3) 委員長及び副委員長は、原則、会議の開催場所へ参集するものとする。
- (4) 委員長がオンラインによる方法により出席した場合は、委員長は、オンラインによる方法により委員長の職務を行う。副委員長は、委員長が把握しきれない委員会室内の事象への対応を行うなど、委員長の職務遂行に当たって必要な補佐を行う。ただし、副委員長が会議の開催場所へ参集していない場合は、会議の開催場所へ参集している委員のうち最も年長の委員が、委員長の職務遂行に当たって必要な補佐を行う。

6 オンライン出席委員の責務

- (1) オンライン出席委員は、通信環境を良好に保ち、常に映像と音声の送受信について支障のないようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ア 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
 - イ 委員以外の者がいない場所から会議に出席すること。
 - ウ 委員会に関係しない映像及び音声が入り込まないようにすること。
 - エ 委員会の映像及び音声を録画又は録音しないこと。
 - オ 発言する際は、通信機器を通じた映像及び音声であることを踏まえて、明

瞭かつ聞き取れるように発言すること。

- (2) オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会局との間で通信環境を確認する。
- (3) 通信環境等に不具合が生じた場合、議会局から確認の連絡をする場合があるため、常時、電話に応答できるようにしておく。
- (4) 発言時以外はマイクをOFFにする。
- (5) オンライン出席委員は、必要な通信環境等を自身で確保するとともに、通信環境を良好に保つため、イヤホン、マイク、ヘッドセット等の適切な機器を用いるものとする。
- (6) 前5項のほか、オンラインによる方法による委員会への出席に当たっては、円滑な会議運営がなされるよう十分に配慮する。

7 通信に障害が生じた際の対応

- (1) 通信環境の悪化等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするができない状況が生じた場合は、当該オンライン出席委員は、議事に参与することができない。
- (2) 委員の発言順序がある場合（決算審査特別委員会の分科会等）において、通信環境の悪化等によりオンライン出席委員が質問を始められない、又は続行できない状況となったときは、次の発言順序の委員に質問を行わせることとし、その後、オンライン出席委員の通信環境が改善されたときの取扱いについては、委員長が判断する。（この場合においては、原則、理事者の入替え又は当該部局等の審査終了前に通信環境が改善し、答弁予定の理事者が全員在席している場合に限り、当該部局等への質問を再開することを可とする。）

8 会議録等への記載

会議録においては、委員長による本実施要領3（3）の宣告を発言どおり記載するとともに、出席者名や発言者名等についても、氏名の記載の後に「（オンライン）」と付記し、当該委員がオンラインによる方法により出席していたことが分かるように記載する。

9 その他

本実施要領に記載のない事項は、通常の委員会の運営の例による。

(様式)

令和 年 月 日

様

(役 職)

(議員名)

オンラインを活用した会議出席申請書

1. オンラインによる出席を希望する会議

- 1 常任委員会
- 2 議会運営委員会
- 3 特別委員会 ()
- 4 その他の会議 ()

2. 会議開催日

令和 年 月 日 ()

3. オンラインによる出席を希望する理由

()

4. メールアドレス (オンライン会議へ出席するためのメール送付先)

- 1 届出のメールアドレス
- 2 その他のメールアドレス ()

5. オンラインによる出席を行う場所

- 1 自宅
- 2 その他 ()

※本申請書に記載いただいた個人情報は、オンラインによる会議出席のための手続等の目的以外には使用いたしません。